

令和8年度 豊島区職員福祉（保育士）募集案内

令和8年6月17日

豊島区

1 採用区分、職種、採用予定数等

採用区分	職種（職務）	主な勤務場所	主な職務内容	採用予定数
Ⅱ類	福祉 （保育士）	区立保育園 子ども家庭支援センター 児童相談所等 （敷地内禁煙）	保育園等における 保育士の職務	30名程度
経験者1級職				若干名
経験者2級職 （主任）				若干名

2 受験資格

国籍を問わず、次の表の各受験資格を満たす方

採用区分	受験資格
Ⅱ類	① 昭和58年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた方 ② 保育士となる資格を有し、都道府県知事の登録を受けている方（令和9年3月31日までに資格を取得し、都道府県知事の登録を受ける見込みの方を含む）
経験者1級職	① 昭和40年4月2日以降に生まれた方 ② 保育士となる資格を有し、都道府県知事の登録を受けている方 ③ 当該職種に関係のある業務従事歴が、採用予定日の前日において、直近12年中6年以上ある方
経験者2級職 （主任）	① 昭和40年4月2日以降に生まれた方 ② 保育士となる資格を有し、都道府県知事の登録を受けている方 ③ 当該職種に関係のある業務従事歴が、採用予定日の前日において、直近16年中10年以上ある方

※ 日本国籍を有しない方も受験できます。受験できる日本国籍を有しない方の範囲は、「出入国管理及び難民認定法別表第2（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者）に掲げる在留資格を有する方及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者」とします。

※ 現に豊島区の常勤職員である方は受験できません（教育公務員、臨時的任用職員及び任期付職員を除く）。

※ 地方公務員法で選考を受けることができないとされる方（下記参照）は受験できません。

—地方公務員法第16条（欠格条項）—

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（注）民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者は受験できません。

3 業務従事歴

採用区分「経験者 1 級職」及び「経験者 2 級職（主任）」の受験資格における当該職種に関係のある業務従事歴とは、次の施設又は事業における保育士（地域限定保育士を含む。）、幼稚園教諭又は保育教諭の業務従事歴を指します。

(1) 対象業務

- 児童福祉法第6条の3第9項の規定による家庭的保育事業
- 児童福祉法第6条の3第10項の規定による小規模保育事業
- 児童福祉法第6条の3第11項の規定による居宅訪問型保育事業
- 児童福祉法第6条の3第12項の規定による事業所内保育事業
- 児童福祉法第7条第1項の規定による児童福祉施設（助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、里親支援センター）
- 児童福祉法第59条の2第1項の規定による届出を行った施設（いわゆる認可外保育施設）
- 学校教育法第1条の規定による幼稚園
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項の規定による認定こども園

(2) 対象期間

- 満20歳に達した日の属する年度の翌年度の4月1日以降の期間
- 保育士資格又は地域限定保育士資格を取得し、都道府県知事等の登録を受けた後の期間
- 1事業所に週20時間以上従事した期間
- 1年以上1事業所に従事した期間について、複数のもを通算することができます。ただし、従事した期間が重複している場合、重複期間は1事業所のみ通算できます。

4 採用予定日

令和9年4月1日以降

※ 職員の欠員状況によっては、令和8年度中に採用となる場合もあります。

※ 採用内定者については、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）に基づき、本採用選考の最終合格後から採用内定前までに「保育士特定登録取消者管理システム」を活用し特定登録取消者に該当するかどうかを確認します。照会の結果、特定登録取消者に該当することが判明した場合は、採用しない場合があります。

※ 採用にあたり、令和8年12月25日に施行される「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」という。）」に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

特定性犯罪の前科が確認された場合、こども性暴力防止法に基づき、本職種に従事させない等の措置を講ずる必要があるため、申込みの際に応募フォーム等により前科の有無を申告いただきます。

さらに、特定性犯罪の前科がない旨の申告があったものの、実際には特定性犯罪の前科が確認された場合は、「重要な経歴の詐称」として内定を取消しします。

（注）「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は申込みフォーム内参照条文をご参照ください。

5 選考方法、選考日、会場等

(1) 第一次選考

選考日時 場 所	令和8年8月23日(日)(予定) 豊島区役所内(豊島区南池袋 2-45-1)(予定) ※案内図参照	
選考方法	論 文	1,000~1,200 字程度(課題式・90分)
合格発表	令和8年9月7日(月)(予定) ※ 合否にかかわらず、第一次選考受験者全員に通知します。 ※ 区ホームページでも、発表日から1週間程度、選考結果を掲示します。	

(2) 第二次選考

第一次選考合格者を対象に実施します。

選考日時 場 所	令和8年9月中旬又は9月下旬(予定) 豊島区役所内(予定) ※選考会場及び集合時間は、第一次選考合格通知と併せてお知らせします。	
選考方法	面接試験	
合格発表	令和8年10月中旬以降(予定) ※合否にかかわらず、第二次選考受験者全員に通知します。	

6 申込手続




(1) 申込期間

令和8年6月17日(水) 8:30~令和8年7月31日(金) 23:59

(2) 申込方法

下記 URL・二次元コードより申込みができます。画面の指示に従い全ての必要項目を正しく入力して、申し込みしてください。

※採用区分ごとに URL・二次元コードが異なります。間違いが無いようご注意ください。

採用区分	申込み URL	二次元コード
Ⅱ類	https://logoform.jp/form/gXWR/1564696	
経験者 1 級職	https://logoform.jp/form/gXWR/1565764	
経験者 2 級職 (主任)	https://logoform.jp/form/gXWR/1582273	

※ 申込期間中に正常に受信したものを有効とします。 申込後、受付完了をお知らせするメールが自動で送信されます。メールが届かない場合は、必ず申込期間中に問合せ先までご連絡ください。

※ システム保守整備のため申込期間中にシステムを停止する場合や、予期せぬ機器停止及び通信障害等が起きた場合のトラブルについては、責任を負いません。

※ 個人情報については、個人情報の保護に関する法律による適正管理を行っています。豊島区では、提出された関係書類やそれに基づき作成した資料等を厳重に管理するとともに、採用選考及び採用事務の目的以外には使用せず、また、第三者には提供いたしません。なお、規定の保存年限経過後には、速やかに適切な方法で廃棄しています。

《選考の申込みをした方は必ず受験してください》

本採用選考は皆さんの申込みによって選考の準備が進められます。これには、区民の方々に納めていただく税金が使われています。貴重な税金を有効に活用するためにも、選考の申込みをした方は必ず受験してください。

7 受験票交付

受験票は、令和8年8月10日（月）以降に、メールにて交付します。メールの指示に従い印刷してください。受験票は写真を貼り、氏名を記載して、選考当日に必ず持参してください。

※ 8月17日（月）までに受験票が届かない場合は、問合せ先までお問合せください。

8 勤務条件等

(1) 給与等（令和8年4月1日現在）

採用区分	初任給（地域手当含む）	その他の手当
Ⅱ 類	255,600 円～	扶養手当・住居手当・通勤手当・期末手当・勤勉手当 等
経験者 1 級職	290,760 円～	
経験者 2 級職 （主任）	330,480 円～	

※ 職務経験等（経験者 1 級職は 6 年を超えた経験年数、経験者 2 級職（主任）は 10 年を超えた経験年数）がある場合には、初任給に一定の基準により加算されます。

※ 採用までに給与改定が行われた場合は、その定めるところによります。

(2) 勤務時間等（保育園の場合※）

勤務形態	月曜日～土曜日（4 週間を通じて 1 週間につき平均 38 時間 45 分勤務）
勤務時間	午前 7 時 00 分から午後 8 時 15 分の間で 7 時間 45 分（休憩時間除く）
休日	日曜日及びその他指定された日 4 週につき 8 日

※ 保育園以外での勤務（児童相談所等）となる場合は、勤務時間が異なります。

(3) 休暇等

年次有給休暇	1 年度につき 20 日
その他の休暇等	慶弔休暇、夏季休暇、産前・産後休暇、育児休業などの制度があります。

9 注意事項

○受験者本人以外の者による代理解答、試験中の通信機器の使用、カンニング等の不正行為が発覚した場合、受験は無効とします。

○試験日等の変更や非常時のお知らせがある場合には、豊島区ホームページでお知らせします。

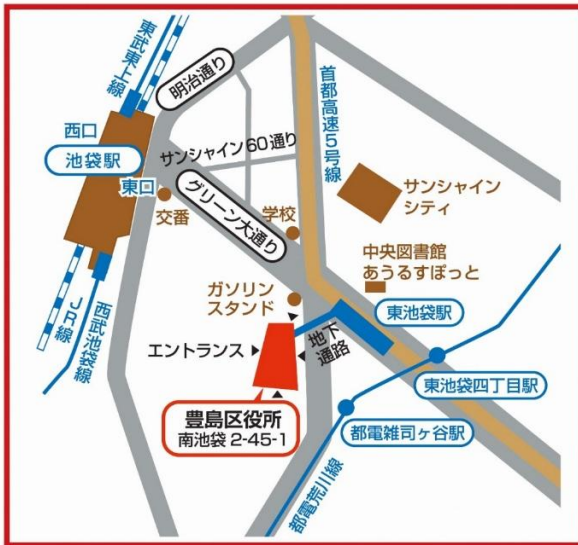
○採用区分「Ⅱ 類」、「経験者 1 級職」、「経験者 2 級職」を、重複して申込むことはできません。

10 問合せ先

〒171-8422 東京都豊島区南池袋 2-45-1

豊島区総務部人事課採用グループ（本庁舎5階）Tel03（3981）1247（直通）

【豊島区役所本庁舎・案内図】



電車

- ・池袋駅（JR線、東武東上線、西武池袋線、東京メトロ副都心線・丸ノ内線・有楽町線）…徒歩9分
- ・東池袋駅（東京メトロ有楽町線）…地下通路で直結（改札から徒歩3分・1番口方面）
- ・都電雑司ヶ谷駅（都電荒川線）…徒歩3分
- ・東池袋四丁目駅（都電荒川線）…徒歩4分

バス

- ・「豊島区役所」バス停…徒歩2分（国際興業バス「池07系統」）
- ・「東池袋1丁目」バス停…徒歩4分（都バス「都02乙系統」・「草63-2系統」）

業務従事歴に関するQ&A

【1 業務従事歴の取扱いについて】

Q1 業務従事歴において、複数の経験を通算する場合、月単位、日単位の端数の取扱いはどのようになりますか。

A1 満1年以上の従事歴を合算し、1月未満の端数は切り捨てます。この場合、30日をもって1月とします。

（例）2級職（主任）：【A社】6年＋【B社】3年1か月＋【C社】11か月

→ C社の11か月は1年に満たないため通算対象ではない

→ 9年1か月となり、受験資格なし

Q2 週の勤務日数が3日や4日の場合がありますが、業務従事歴に該当しますか。

A2 就業規則等に定められた正規の勤務時間が週20時間以上であれば業務従事歴に該当します。

Q3 裁量労働制で就業した場合の勤務時間の取扱いはどのようになりますか。

A3 労使協定等の労使合意で決められたみなし労働時間が週20時間以上であれば、その従事期間は業務従事歴に該当します。

Q4 就業規則や雇用契約書類には、1週間あたりの勤務時間数が記載されていません。どのように判断すればいいですか。

A4 1日の始業及び終業の時刻、休日、休憩時間等についての定めから、1年を52週として下記の計算方法で1週間あたりの勤務時間数を算出します。

（計算方法）

1日あたりの勤務時間数 × 年間勤務日数 ÷ 52週（小数点以下第一位を四捨五入）

（例）1日あたり7時間45分（7.75時間）勤務、1か月あたり12日勤務の場合

7時間 45分×12日×12か月÷52=21.461…時間

→ 小数点以下第一位を四捨五入により、21時間

⇒ 1週間あたりの勤務時間が20時間以上のため、業務従事歴に該当する。

Q5 変形労働時間制で勤務していたため、週によっては勤務時間が20時間に満たない場合がありますが、この場合は業務従事歴に該当しますか。

A5 就業規則等で1週間あたりの平均勤務時間数が定まっている場合は、それをもって判断します。就業規則等で判断ができない場合は、変形勤務の対象期間を通じて勤務時間が週平均20時間以上であれば業務従事歴に該当します。

(就業規則等で判断できない場合の計算方法)

対象期間中の1日あたりの勤務時間数 × 対象期間中に勤務した日数 ÷

対象期間の暦日数 7

 ← 小数点以下第一位を四捨五入

(例) 1年単位の変形労働時間制(対象期間1年、365日)で1日あたり7時間勤務、対象期間中の勤務日数が150日の場合(365日÷7=52.1428週→小数点以下第一位を四捨五入し、1年を52週とする。)

7時間×150日÷52=20.1923…時間→小数点以下第一位を四捨五入により、20時間⇒ 対象期間(1年間)の週平均勤務時間が20時間以上のため、業務従事歴に該当する。

Q6 勤務していた会社が合併により別会社となり、雇用主が変わった場合は、継続した期間とみなされますか。

A6 労働契約が合併後の会社に承継されている場合は、継続した期間とみなします。

Q7 育児等の休業を取得した後、復職した場合の休業期間は業務従事歴に該当しますか。

A7 育児休業や病気休職等の休業期間は、休業後に引き続き同一企業等に復職した場合に限り、業務従事歴に該当します。

(例)【従事】2年半+【育児休業】1年半+【復職して従事】2年間

⇒ 業務従事歴は6年間となり、1級職選考の受験資格あり

Q8 正社員として入社後、2年目から1年間育児休業を取得し、復帰後同社で2年間、育児短時間勤務を取得し、退職しました。業務従事歴は何年と算定することができますか。

A8 4年間として算定します。

この場合、まず入社2年目の育児休業期間については、同一企業へ復職しているため、業務従事歴として算定します(上記Q7参照)。

次に、3年目～4年目の育児短時間勤務期間中については、就業規則等に定められた正規の勤務時間が週20時間以上であれば、業務従事歴として算定することができます。

Q9 NPO活動や青年海外協力隊等での活動期間は業務従事歴に該当しますか。

A9 週20時間以上当該活動に従事し、収入を得ていれば該当します。なお、企業に勤務し在籍したまま当該活動に従事した場合は、勤務先の従事期間とします。

Q10 申込みの際、業務従事歴を証明する会社発行の書類等が必要ですか。

A10 申込みや受験時には証明書の提出は必要ありません。最終合格後に提出していただきます。(必要な

業務従事歴の確認ができない場合は、採用されないことがあります。) なお、申込時には職務経歴書の提出が必要です。

【2 契約社員、派遣社員及び非常勤として勤務した期間について】

Q1 同一企業で6年間契約社員として働いていますが、1年ごとの契約更新で、週あたりの勤務時間数が毎年異なります。この場合はどのように判断すればいいですか。

A1 各雇用契約単位で業務従事歴に該当するか否か(週20時間以上か否か)を判断します。

(例) 1年目: 週30時間…○

2年目: 週35時間…○

3年目: 週19時間…× ⇒ 3年目は週20時間以上でないため、業務従事歴に該当する

4年目: 週29時間…○ 期間が合計5年間となり、受験資格を満たしません。

5年目: 週32時間…○

6年目: 週25時間…○

Q2 派遣社員としての就労期間は業務従事歴に該当しますか。

A2 週20時間以上の勤務形態であれば該当します。

Q3 人材派遣会社に登録してA社に派遣され、派遣期間終了後に引き続きA社に正規雇用された場合、継続した期間とみなされますか。

A3 派遣期間と正規雇用期間を継続した期間とみなします。

Q4 入社時は非常勤として採用され、その後同社に常勤の正社員として採用された場合の従事歴はどのように算定しますか。

A4 雇用形態を問わず週20時間以上勤務した場合は、継続した期間として算定します。

Q5 1年以上の在籍期間について複数のものを通算できるとありますが、契約社員として同一企業で半年間の契約を1回更新した場合は1年の業務従事歴として算定できますか。

A5 同一企業で1日も間をあけずに雇用関係が継続していれば、当該在籍期間を業務従事歴として算定できます。

Q6 同一期間内に複数の業務に従事していた場合、業務従事歴はどのように算定しますか。

A6 「週あたり20時間以上」の要件を満たす従事歴が同一期間内に複数ある場合は、そのうちの1つを業務従事歴として算定します。

【3 保育所等における保育士・幼稚園教諭・保育教諭の業務について】

Q1 業務従事歴の対象となる「保育所等」とは、保育所の他にどういった施設を指しますか。

A1 幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業・小規模保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業を行う施設等を指します。なお、一時保護所における保育業務も業務従事歴に該当します。

Q2 児童館での児童指導の業務は、業務従事歴に該当しますか。

A2 該当しません。

Q3 保育所での保育補助や子育て支援員等の業務は、業務従事歴に該当しますか。

A3 正規の勤務時間が週20時間以上あり、保育士資格（又は地域限定保育士資格）を取得した上で、日常的に乳幼児の保育を行っている場合には、業務従事歴に該当します。

Q4 幼稚園やこども園での講師の業務は、業務従事歴に該当しますか。

A4 正規の勤務時間が週20時間以上あり、保育士資格（又は地域限定保育士資格）を取得した上で、日常的に乳幼児の保育や教育を行っている場合には、業務従事歴に該当します。

Q5 保育所や幼稚園の園長としての業務は、業務従事歴に該当しますか。

A5 日常的に乳幼児の保育や教育を行っている場合には、業務従事歴に該当します。園の運営やマネジメント等の業務のみを行っている場合には、業務従事歴に該当しません。

Q6 幼稚園教諭の免許を取得し、幼稚園で6年間幼稚園教諭として従事していました。保育士資格を取得したのは3年前ですが、業務従事歴に該当しますか。

A6 保育士資格を取得後、幼稚園教諭として勤務した3年間のみ業務従事歴に該当します。

Q7 地域限定保育士資格を取得（登録）し、地域限定保育士として3年間従事しました。その後、保育士資格を取得（登録）し、保育士として3年間従事しました。1級職の選考を受験できますか。

A7 受験できます。保育士資格又は地域限定保育士資格を取得し、都道府県知事等の登録を受けた後の期間について、業務従事歴に算定することができます。

Q8 保育所で保育士として4年間従事した後、人事異動により保育関係課で入園事務等の業務を2年間行いました。1級職の選考を受験できますか。

A8 受験できません。上記のケースでは、保育関係課での2年間は、日常的に乳幼児の保育を行っていないため、業務従事歴に算定できません。

Q9 保育士資格を持たず保育所で保育補助として2年間従事しました。その後、保育士資格を取得（登録）し、同一の保育所で保育士として4年間従事しました。1級職の選考を受験できますか。

A9 受験できません。保育士資格又は地域限定保育士資格を取得し、都道府県知事等の登録を受けた後の期間について、業務従事歴に算定することができます。

Q10 保育所で保育士として3年間従事した後、人事異動により児童館で児童指導員として2年間従事し、再び人事異動により保育所で保育士として3年間従事しました。1級職の選考を受験できますか。

A10 受験できます。同一の雇用主の元での継続した期間における業務従事歴が通算対象となります。上記のケースでは、保育所で保育士として従事した計6年間について、業務従事歴に算定できます。